

漫録

故中央大學學長岡野男爵追懷錄(五・完)

去る十二月二十二日故學長法學博士岡野敬次郎男爵の一週忌日に當り中央大學に於て同氏の追悼式舉行後追悼演説會ありたることは既報の如くなるが當日の演説速記を逐次茲に掲げて讀者と共に更に故人の學德を偲ぶことをした勿卒の際演述者の訂正を仰ぐに由なく魯魚の誤りなきを保し難い其責一に編者に在り(編者識)

岡野先生少年時代の文章

花井卓藏

天皇陛下御不例にましまして誠に憂慮且つ恐懼の至りに堪へません。而して今日偶々故岡野學長一周忌に相當し中央大學は此追悼の催しをいたしたのでござります。學長も亦地下に拜跪して陛下の御平癒を祈つて居られる事であります。

故奥田學長薨去せられし際。岡野博士は私に囑するに祭文の作成を以てせられたのであります。私は奥田先生に最も愛顧を受けたる一人として喜んで之を承諾したのであります。ところが筆を執るに當りまして、先生を追憶して感慨無量文を成すに甚だ苦んだのであります。幾度も案を立てましたが皆我意を充たすに足らず。漸くにして一案を得ましたから之を博士に呈して閱を乞ふ

たのであります 文中斯う云ふ一節があります『恭ク奥田學長ノ靈柩ノ前ニ伏シテ哀悼ノ辭ヲ奉ル。一字一涙下リ 一句一血流ル能ク文スル能ハズ又能ク讀ム能ハズ靈庶幾クハ 我等無限ノ痛恨ヲ諒トセム』と云ふのであります。先生は全文を讀まれ、涙ぐまされました。そして云はるるには、僕は君に祭文の起稿を頼んだだけで、何等内容の註文をしたわけではないが、此一節は實に僕が奥田氏に對する意中の表白其儘である、一字一涙一句一血文する能はず讀む能はずの文字は全く僕の精神的に奥田學長の靈に告げんと欲するところであつたと申されたのであります。以て兩先生が互に相許されたる心交を偲ぶに足ります。

私は今日この席に參りまして 奥田學長の死を悲まれたる岡野學長も亦其死を悲まるる人となられたることを憶ひ、轉た人生の無常を感じざるを得ないのであります。聊か岡野先生の徃事を追懷して見たいと思つたのであります。が、令息節君が只今無邪氣なる態度を以て、なされたる挨拶を承りまして胸一杯となり、覺えず暗涙を催ふしました。先生は此の寧馨兒の大成を親しく見らるることなくして逝くなられたのであります。嘸地下に悲んで居らることであります。節君、何か身體を大切にして、勉強をなすつて、お父さまのやうにえらくお成りなさい。我々お父様に深い關係のあるものは皆期待して居ります。

私はここに古い法理精華を携へて參りました。明治二十一年一月に第一號を創刊いたしまして、二十三年七月に發行禁止を受けたる法律雑誌であります。今の中大學の前身英吉利法律學校の機關雑誌でありました。時の政府に反対して既成の民法典を攻撃し其實施の延期を强硬に主張した

る論文が累を爲したのであります。法律論、學術論を以て政府の忌避に觸れて、發行禁止に遭ひましたのは恐らく此雑誌以外にはあるまいと思ひます。而してこの筆禍は先生其他高橋、江木、奥田山田諸先生等の合作になつた文章に在つたと申しても宜しいのであります。社説でありますか、孰筆者は即ち私であつたのであります。是れも思出の一つであります。

私は先生の愛顧を受くること頗る長いのであります、不幸にして學校に於て先生の教育を受けたることはないのであります。乍併明治三十九年法律取調委員を命ぜられたる以來は、特に親善の交を辱くし、學問的に實際的に立法に關しては教育を受けたる恩師であります。此關係に於て師弟と申しても宜しいのであります。而して公私萬端——尤も公の方の關係はありません、公は元來嫌であります、私の方の關係に於て萬事萬端御世話になつて居ります。先生の人格、性行、之は今更ら申す必要はありません。折角携て來ましたから、法理精華中より論文の題目丈けでも申述べて先生の壯年時代を御紹介致したいと存じます。何れも先生が自ら筆を取つて認められたるものであります。文は人なりといふ事を申します。私は多くの人を知つて居る、またその人の書いた文も多く讀んで居る、然るに文はなか／＼人ではない。文を讀んで立派なものであるからと思つて書いた人に接して見ると文は僞りなり、人に非ざるなりといふの感を起すのであります。單り岡野先生の文を読みましては文は人なりの我を欺かざるを知ることが出来ます。

先生の文章は簡単ではあるが含蓄が多いのであります。四頁五頁の短篇であつても、冗漫を事とする文章家の五十頁六十頁よりも遙かに要領を得て、學文上裨益する所が多いのであります。先生

が飾られざるの風辛、何んとも云へぬ人格の崇高さが其文章に匹似して居る。莊重謹嚴、一語苟くもせざる先生の平生は其文章そつくりである。時間がありませぬから題目だけを読みます。

双務契約の本質を説く六頁(第七號明治二十二年四月)

英吉利法の爲に妄を辯す二頁(第十四號二十二年七月十五日)

倒産組合及び倒産組合員の處分如何四頁(第十七號二十二年九月一日)

詐欺虚陳の別を論す三頁(第二十二號二十二年十一月十五日)

生命保險に就て三頁(第二十四號二十二年十二月十五日)

委託の本質を論す二頁(第二十六號二十三年一月十五日)

保険は賭博に非ざる乎六頁(第三十號二十三年三月十五日)

契約は對世權を生す二頁(第三十四號二十三年五月十五日)

以上は岡野先生齡纔かに二十五六の頃の文章であります。簡単ではありますが、識見群を抜く堂堂たる大文字であります。法典延期に關する有力なる文章もあれば、破産法保險法信託法契約法の立法的基礎をなしたる文章もあります。私は先生壯年時代の文章の御話を皆さんに致しまして、追悼の辭に代へます。